

ポストコロナを見据えた指宿市商品開発等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域産品等の製造又は販売により市外からの資金獲得を行う事業を営む者のうち、ポストコロナの消費需要を見据えた自主商品又は自主企画商品の開発若しくは改良又はパッケージの開発等を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、指宿市補助金等交付規則（平成18年指宿市規則第38号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内に住所を有する個人、市に法人開設届を提出している法人又は市の産業の振興に資する団体をいう。
- (2) 自主商品 事業者が生産、水揚げ、製造又は加工した物を自らの商品として販売するものをいう。
- (3) 自主企画商品 事業者が市内で生産、製造、水揚げ又は加工された物を主な原材料として他者に委託製造又は委託加工し、当該商品を自らの商品として販売するものをいう。
- (4) パッケージ 商品イメージを表現する容器包装、シール等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、事業者のうち自主商品又は自主企画商品の販売を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助対象者としなない。

- (1) 市税等に滞納がある者（新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する経営環境の悪化により市税等の滞納がある者で徴収猶予の特例制度を活用している者及び市税等の完済に向けて納付計画を結んだ者のうち計画どおりに遂行している者は除く。）
- (2) 指宿市暴力団排除条例（平成24年指宿市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員等がその事業活動を支配している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助対象者として不適当と認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 市外からの資金獲得を目的に行う自主商品又は自主企画商品の開発又は改良に取り組む事業
- (2) 市外からの資金獲得を目的に行う自主商品又は自主企画商品のパッケージの開発又は改良に取り組む事業
- (3) 前2号に掲げる事業を併せて行う事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に定める補助金の補助対象経費から消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）を控除した額とする。ただし、補助対象経費の支出に係る決算期において、消費税及び地方消費税の納税義務が免除となる事業者は、消費税仕入控除税額を含めた額を補助対象経費とする。

2 前項に定める補助対象経費は、国、県等の補助金を受けていない経費であるものとする。

(補助率及び補助金額)

第6条 補助金の補助率は、第5条に規定する補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）又は別表第2に定める補助対象事業区分ごとの限度額のいずれか少ない額とする。

(補助対象期間)

第7条 補助金の補助対象となる期間は、補助金の交付決定日から令和4年7月31日までとし、その期間において第5条の補助対象経費に該当する経費を支出したものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、ポストコロナを見据えた指宿市商品開発等事業実施計画書（第1号様式。以下「実施計画書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 消費税及び地方消費税の納税義務が免除となる事業者は、免除であることが分かる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、1補助対象者につき1回を限度とし、交付申請ができる商品は3つ以内とする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、第8条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、ポストコロナを見据えた指宿市商品開発等事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第10条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、第8条の規定による申請に係る事項を変更するときは、遅滞なく市長に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、承認された実施計画書において、補助申請額の増額を伴う事業変更等の重大な変更については、改めて実施計画書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 第9条の規定による補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、補助対象事業完了後速やかに、ポストコロナを見据えた指宿市商品開発等事業補助金実績報告書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施書（第5号様式）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、ポストコロナを見据えた指宿市商品開発等事業補助金交付

確定通知書（第6号様式）により当該実績報告書等を提出した者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金を請求しようとするときは、ポストコロナを見据えた指宿市商品開発等事業補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年12月13日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費 区分	内容
消耗品費	試作の際に要した原材料又は副資材，加工に使用する器具，パッケージ用資材，販売促進資材その他必要と認められる消耗品の購入に要する経費（通常の仕入等と明確に分かれていないもの，又は事業実施に必要と考えられる量を大幅に超えるものは除く。）
機材購入及び賃借費	新商品等の開発に必要と認められる機材の購入又は賃借に要する経費（パソコン，プリンター等汎用性の高いものは除く。）
通信運搬費	材料，資材，試作品等の送付に係る送料（切手の購入は不可）
手数料	成分分析検査等費用（補助対象経費に該当するものの振込手数料は除く。）
委託料	調査研究委託費，加工委託費，パッケージ製作委託費，パンフレット，ポスター，シール，梱包用資材等の製作委託費，販売促進資材の製作委託費等
使用料及び賃借料	加工施設使用料，機械リース料等

別表第 2（第 6 条関係）

補助対象事業区分	補助限度額
(1) 市外からの資金獲得を目的に行う自主商品又は自主企画商品の開発又は改良に取り組む事業	15 万円
(2) 市外からの資金獲得を目的に行う自主商品又は自主企画商品のパッケージの開発又は改良に取り組む事業	10 万円
(3) 前 2 号に掲げる事業を併せて行う事業	15 万円